



《会計・税務の知識》

外国人を雇い入れる場合の注意点

今回は、お問合せいただいた内容の中から「外国人を雇い入れる場合の注意点」を解説したいと思います。

外国人を雇い入れる場合には、日本人を雇い入れる場合と違い、不法就労等の問題が発生しやすくなります。待遇面だけでなく、様々な観点から、法的に問題点が無いかをチェックすることが必要です。

【1】外国人の在留資格

まず、就労が認められている在留資格を持っているかどうかを必ず確認して下さい。

《在留資格の種類》

- 1) 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格
「教授」「芸術」「法律・会計業務」「技術」等の14の資格
- 2) 原則として就労が認められない在留資格
「留学」「就学」「家族滞在」等
ただし、入管で資格外活動の許可を受ければアルバイトは可能（活動時間の上限、活動場所の制限あり）
- 3) 就労活動に制限がない在留資格
「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」等
自由に仕事につくことができます。

《不法就労になっていませんか？》

入管法（出入国管理及び難民認定法）違反で就労者本人は強制退去、雇い主も不法就労助長罪により3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となります。

《外国人の在留資格の確認方法》

外国人の在留資格や在留期間はパスポート（旅券）面の上陸許可、外国人登録証明書、資格外活動許可証などによって確認することができます。

【2】外国人との労働契約

- 外国人であっても日本国内の事業に就労する労働者であれば、労働基準法や最低賃金等の労働基準関係法令が適用されます。
- 外国人労働者と労働契約を結ぶ際には、日本人労働者と同様の賃金や労働時間、休日などの主要な労働条件を明記した労働条件通知書の交付が必要です。

労働者と同様の賃金や労働時間、休日などの主要な労働条件を明記した労働条件通知書の交付が必要です。

- 外国人の場合、日本語では内容の十分な理解が得られない可能性があるため、英語を含む6ヶ国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語）による外国人労働者向けのモデル労働条件通知書が作成されています。（都道府県労働局、労働基準監督署で入手可能です。）

【3】外国人労働者の社会保険

- 社会保険は国籍による加入基準に違いがないため、原則は日本人と同様の基準により外国人にも適用されます。つまり契約条件に応じて労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金の加入の手続きが必要となります。（社会保障協定による加入の免除あり。）
- 厚生年金は、制度上は本人に加入の選択権はなく、あくまでも強制加入です。厚生年金の掛け捨てを防ぐために脱退一時金という制度があります。→本人が帰国後2年以内に請求すれば一定額が支給されます。

《脱退一時金の4要件》

- 1) 日本国籍を持っていない
- 2) 国民年金又は厚生年金の保険料を6ヶ月以上納めていたこと
- 3) 日本に住所を持っていないこと→つまり、帰国後に請求することになります。
- 4) 年金の受給権を有したことがないこと。

【4】外国人雇用の届出

- 毎年6月1日現在で外国人労働者を雇用している事業主は、その雇用状況を同年7月15日までに管轄の公共職業安定所に報告しなければならず、報告を怠った場合には罰則規定があります（30万円以下の罰金）。
- 外国人労働者の雇入時や離職時にその名前、在留資格、在留期間などの情報を公共職業安定所所長に届出なければなりません。
- 日本に居住する外国人は、入国後90日以内、出生や日本国離脱の場合は60日以内に居住する市



町村に外国人登録を申請しなければなりません。手続きをすると「外国人登録証明書」が交付されます。

【5】外国人の給与所得

まずは、居住者か、それとも非居住者かを検討しなくてはなりません。

居住者・・・国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人

非居住者・・・居住者以外の個人

《その判定はどのように行うのか?》

- 1) 国内での勤務期間が契約等で1年以上となっているか?
 - 2) 契約等の変更で入国後の国内勤務期間が1年以上となっているか?
 - 3) 入国後1年以上経過しているか?
- 1つでもYESがあれば居住者に該当します。

《源泉所得税の徴収の仕方》

- 1) 居住者に該当するケース
他の従業員と同様に給与所得に対して源泉徴収を行います。
- 2) 非居住者に該当するケース
給与、人的役務の提供に対する報酬（所得税法第161条 第8号イ該当所得）に該当し、基本的には20%の源泉徴収が必要です。
源泉徴収した所得税は翌月10日が納付期限です。
※ただし、支払を受ける非居住者が居住する国と日本国との間に租税条約が締結されている場合には税率の軽減・免除の場合もあります。

《外国人研修生》

外国人研修・技能実習制度における研修生は、所得税法上の非居住者となります。しかし、研修手当については研修中の生活実費であり、労働の対価ではないので、生活実費の範囲であれば、源泉徴収する必要はありません。

《母国の扶養家族》

母国の扶養家族も生活費の送金があれば扶養控除の対象となります。

ただし、送金額が生活費相当額であること、送金を受ける親族に多額の所得がないこと、金融機関等の正規ルートで送金していることを証明する必要があります。

如何でしょうか？ 最近は様々な分野で外国人労働者が雇用されており、入管法違反で雇用主が3年以下の懲役又は300万円以下の罰金を受け、ニュースになることもあります。

また、外国人の雇用を検討される際に、よく質問されるようになりました。

労務関係は、社会保険労務士が専門分野ですが、身近にいる顧問の会計事務所に相談できると心強いものです。

もちろん、私どもへのご相談もお待ちしております！

出典・参考資料

社会保険、労働保険、人事労務の事務手続き 五十嵐芳樹【著】 清文社
正社員以外の労働者の雇用に関する基礎知識 安藤幾郎【著】 すばる舎
エヌピー株式会社 税理士新聞 1210号
厚生労働省 外国人雇用対策HP



『ベンチャーサポートサイト』

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>